

魚津市告示第118号

魚津市産後ケア事業実施要綱を次のように定める。

令和6年5月30日

魚津市長 村椿 晃

魚津市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2に規定する産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、出産に伴う退院後の母子に対する心身のケア、育児のサポート等を行うことで産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、魚津市とし、魚津市健康センターが主管する。  
2 市長は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同法第2条第1項に規定する助産所（以下「委託医療機関等」という。）であって、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）の規定による産後ケア事業の実施基準を充足すると認められるものに対し、事業の実施を委託する。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者は、次に掲げるものとする。

(1) 魚津市内に居住する出産（流産及び死産を含む。以下同じ。）後1年を経過しない母子であって、産後ケアを必要とする者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が産後ケアを必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、事業の対象者とししないものとする。

(1) 母子の心身の不調又は疾患により医療的介入の必要がある者

(2) 前号に掲げる者のほか、母子の健康確保のため市長が特に指定するもの

(事業内容等)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) じょく婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む。）

- (2) じょく婦に対する療養上の世話の提供
- (3) 産婦及び乳児に対する保健指導
- (4) じょく婦及び産婦に対する心理的ケア及びカウンセリングの提供
- (5) 育児に関する指導、育児サポート等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、産後ケアの実施に関し市長が必要と認めること。

2 事業の実施方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

- (1) 短期入所型 委託医療機関等の施設に事業を利用する者（以下「利用者」という。）を宿泊させて利用者に休養の機会を提供するとともに、心身のケア、育児サポート等の支援を実施する方法
- (2) 通所型 日中に、委託医療機関等の施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で心身のケア、育児サポート等の支援を実施する方法
- (3) 居宅訪問型 委託医療機関等の助産師その他事業に係る専門家が、利用者の自宅を訪問して、個別に心身のケア、育児サポート等の支援を実施する方法

(利用期間)

第5条 事業の利用期間は、1回の出産につき、各事業を通算して7日以内とする。ただし、利用者の支援のために継続的な事業の利用が必要と市長が認めたときは、この限りでない。

(利用申請等)

第6条 事業を利用しようとする者は、あらかじめ魚津市産後ケア事業利用申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。この場合において、事業を利用しようとする者は、自らの事業の実施に関する情報を当該利用に係る委託医療機関等及び情報の連携が必要と市長が認める関係機関との間で共有することに同意するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、魚津市産後ケア事業利用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により事業の利用を承認したときは、当該利用者に関する情報であって事業の実施に必要なものを当該利用に係る委託医療機関等に連絡するものとする。

(利用承認の取消し)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するにいたったときは、事業の利用を取り消すことができる。

- (1) 心身の不調又は疾患により医療的介入が必要となったとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により前条2項に規定する利用の承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が事業の利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、当該利用者及び当該利用者に係る委託医療機関等に通知するものとする。

(費用負担)

第8条 利用者は、事業を利用したときは、事業に要する費用の実費相当額として別表第1に定める自己負担額を、当該利用に係る委託医療機関等に対し、直接支払うものとする。

(自己負担額の減免)

第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その自己負担額を減額し、又は免除するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者

(2) 利用年度分(利用年度の市町村民税の課税関係が判明するまでの間にあつては、利用年度の前年度分)の市町村民税非課税世帯に属する者

(3) 前2号に掲げる世帯以外の世帯に属する者

2 前項の規定による減額又は免除の額及びその場合に第7条第1項の申請書に添付する書類は、別表第2のとおりとする。ただし、事業を利用しようとする者が前項各号のいずれかに該当することを魚津市の保有する公簿等により確認することができる(事業を利用しようとする者が市によって確認することに同意する場合に限る。)ときは、当該書類の添付を省略することができる。

(実績報告及び委託料の請求)

第10条 委託医療機関等は、事業を実施したときは、事業実施日の末日の属する月の翌月10日までに魚津市産後ケア事業実施結果報告書(様式第3号)及び魚津市産後ケア事業委託料請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の報告書等の提出を受けた時は、その内容を審査し、適当と認めたときは、委託医療機関等と締結した業務委託契約に基づき、委託料を支払うものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、委託医療機関等に対し事業の実施状況について報告を求め、又は職員により事業の関係書類の調査を行うことができる。

(関係機関との連携)

第11条 市長は、この事業が妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の一環であることを踏まえ、母子の福祉の向上のため必要があると認めるときは、子育て世代包括支援センター、児童福祉担当課、医療機関その他関係機関との間で対象者・利用者の事業に関する情報を共有し、連携して対応するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(魚津市産後ケア事業実施要綱の廃止)

2 魚津市産後ケア事業実施要綱（令和2年魚津市告示第129号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行日前に旧要綱の規定によりなされた申請又は承認は、この要綱の該当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第8条関係）

事業の実施方法	自己負担額
短期入所型 1泊2日 (10時から翌日14時まで)	10,000円。ただし、一般病室利用の場合8,000円
	多胎の場合、2人目以降1人につき2,400円追加
短期入所型 2泊3日 (10時から翌々日14時まで)	20,000円。ただし、一般病室利用の場合16,000円
	多胎の場合、2人目以降1人につき4,800円追加
通所型 1日につき	4,500円
	多胎の場合、2人目以降1人につき800円追加
居宅訪問型 1日につき	3,000円
	多胎の場合、2人目以降1人につき1,500円追加

別表第2（第9条関係）

区分	減額又は免除の額	添付書類
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する者	全額	生活保護受給証明書
(2) 利用年度分（利用年度の市町村民税の課税関係が判明するまでの間にあっては、利用年度の前年度分）の市町村民税非課税世帯に属する者	半額	市町村民税非課税証明書
(3) 前2号に掲げる世帯以外の世帯に属する者	2,500円（日/泊）	なし

魚津市長 宛

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

魚津市産後ケア事業利用申請書

魚津市産後ケア事業を利用したいので、魚津市産後ケア事業実施要綱第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

申請の種類（該当する番号を○で囲む。）		短期入所型・通所型・居宅訪問型			
利用者氏名		年齢	歳	職業	
夫の氏名		年齢	歳	職業	
子の氏名	男・女 (多胎の場合は記入してください。) 男・女				
出産施設名					
出産日	年	月	日	妊娠期間	週 日
退院（予定）日	年	月	日		
利用開始希望日	年	月	日		
申請理由					
同居家族の状況	氏 名	続柄	生年月日		
同意書					
産後ケア事業利用にあたり、私が属する世帯の減免区分を確認すること及び市と委託医療機関等が情報を共有することに同意します。					
魚津市長 宛					
申請者氏名 世帯員氏名					

【市記載欄】

母子の状態					
申請受付年月日	年	月	日	決定年月日	年 月 日
費用負担区分	生活保護世帯 ・ 市民税非課税世帯 ・ その他の世帯				

- (備考) 1 太枠の中を記入してください。  
2 この申請書を提出するときは、母子健康手帳を持参してください

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

様

魚津市長



魚津市産後ケア事業利用承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市産後ケア事業の利用について、魚津市産後ケア事業実施要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 利用を承認します。

事業の種類	短期入所型	通所型	居宅訪問型
利用期間	年	月	日～（日間）
委託医療機関等名			
費用負担区分	生活保護世帯・市民税非課税世帯・その他の世帯		

2 利用を承認しません。

（利用を承認しない理由）

様式第3号（第10条関係）

魚津市産後ケア事業実施結果報告書

事業の種類	短期入所型	通所型	居宅訪問型
利用者住所			
利用者氏名			
子の氏名			
利用日	年 月 日		
保健指導の内容 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 保健指導及び授乳指導 (2) 療養上の世話 (3) 心理的ケア及びカウンセリング (4) 育児に関する指導、育児サポート (5) その他必要な保健指導等		
実施結果及び助産師所見			

上記利用者に対し、魚津市産後ケア事業を実施したので、魚津市産後ケア事業実施要綱第10条第1項の規定により報告します。

年 月 日

魚津市長

宛

委託医療機関等

所在地

名称

代表者

様式第4号（第10条関係）

魚津市産後ケア事業委託料請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

様に対する 年 月 日から 年 月 日までの魚津市産後ケア事業委託料として、魚津市産後ケア事業実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

利用回数	委託料総額		減免額	利用者負担額
	単胎	多胎 (2人目以降、1人につき)		
回	円	円		
請求額 (委託料総額から利用者負担額を差引いた額)				円

年 月 日

魚津市長 宛

委託医療機関等

所在地

名称

代表者

印

振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			